

都市計画法第53条(建築の許可)について(ご案内)

都市計画において決定された道路、公園などの都市計画施設の区域内や土地区画整理事業などの施行を定めた区域内での建築行為については、建築確認申請の前に、都市計画法第53条の規定による市長の「建築許可」が必要になります。

◆都市計画法第53条(一部抜粋)

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下、省略)

補
足
説
明

- ・都市計画施設：都市計画で決定されている道路や公園など
- ・市街地開発事業：都市計画で決定されている土地区画整理事業や市街地再開発事業など
- ・都道府県知事：平成4年4月1日からは朝霞市長が許可事務を行っています。

◆朝霞市における都市計画法第53条第1項の許可の方針に関する取扱要綱(平成15年10月1日施行、一部抜粋)

市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

～お問い合わせ～

朝霞市まちづくり推進課 都市計画係(市役所5階)

〒351-8501 朝霞市本町一丁目1番1号

TEL 048-463-2518(直通)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>